東海村民間学童クラブ保育料補助制度について

東海村では,民間学童クラブを利用している生活保護受給世帯,住民税所得割非課税世帯, ひとり親等世帯の経済的負担の軽減を図るため,保育料の一部を補助する制度があります。

対象世帯

- ・生活保護受給世帯
- · 村民税所得割非課税世帯
- ・ひとり親等世帯 (児童扶養手当の認定を受けている方 ※児童手当とは別の手当です)

申請書類

申請にあたっては、各学童クラブから「利用証明書」を発行してもらい、下記の必要書類と合わせて、村子育て支援課に提出してください。(各学童クラブではありません)

生活保護受給世帯

- ・東海村民間学童クラブ保育料補助金交付申請書兼請求書
- ・生活保護受給証明書(コピー可)

村民税所得割非課税世帯

- ・東海村民間学童クラブ保育料補助金交付申請書兼請求書
- ・市区町村民税課税証明書(交付申請時において最新のもの, ただし, 税情報が村にあり, 村が行う村税納付状況調査に同意した場合は, 提出不要です)

ひとり親等世帯

- ・東海村民間学童クラブ保育料補助金交付申請書兼請求書
- ・児童扶養手当証明書(コピー可)

(裏面に続きます)

補助額

毎月支払う保育料からおやつ,給食代,行事参加費等の実費を除いた金額(以下「補助対象 経費」)のうち,

| 区分 | 補助金の額(月額) | 限度額(月額) |
|----------|-----------------------|-------------------|
| 生活保護受給世帯 | 補助対象経費の額 | 児童 1 人当たり 5,000 円 |
| 住民税所得割非課 | 補助対象経費の額に2分の1を乗じ | 児童 1 人当たり 2,500 円 |
| 税世帯 | て得た額 | |
| ひとり親等世帯 | 補助対象経費の額から児童1人当た | 児童 1 人当たり 2,000円 |
| | り 5,000 円を差し引いた額に 2 分 | |
| | の1を乗じて得た額 | |

[※]補助対象経費については、各学童クラブが発行する「利用証明書」に記載されます。

(例1)毎月の補助対象経費が9,000円の場合

- ・生活保護受給世帯 5,000円
- ·村民税所得割非課税世帯 2,500 円
- ・ひとり親等世帯 2,000円

(例2)毎月の補助対象経費が2,000円の場合

- ・生活保護受給世帯 2,000円
- ·村民税所得割非課税世帯 1,000 円
- ・ひとり親等世帯 0円(補助なし)

提出場所

東海村役場子育て支援課(東海村役場4階)に直接持参又は郵送(提出期限日の消印有効)

提出期限

令和7年4月から9月利用分→令和7年10月31日(金)

令和7年10月から令和8年3月利用分→令和8年3月31日(火)

注意事項

- ・申請期限を過ぎての申請は受付できません。
- ・利用証明書の発行は、申請期限の1週間前までに各学童クラブに依頼してください。

問合せ先

東海村役場 福祉部 子育て支援課 計画推進・施設担当

電 話 282-1711 (内線 1186) FAX 287-0479

メール kosodate@vill.tokai.ibaraki.jp